

南海鐵道 會社新設合併の件

關西急行鐵道株式會社及南海鐵道株式會社申請に係る標記の件は今航運輸通信省の懇意に従ひ國策と順應し企業運營の合理化を圖らん爲兩會社を合併し新に近畿日本鐵道株式會社を設立し兩社を解散せんとするものにして右は五月二十二日附鐵業監第六六八號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋市營 乘換乘繼制度一部變更の件

名古屋市申請に係る標記の件は名古屋市に於ける軍需生産關係要員は激増を極め居るに係らず輸送設備は之に伴はず現輸送量を消化するの力なきを以て古工員及通勤者以外の一般乗車の抑制を目的とし一定の時間帶を設け乗換乘繼を認めることをせんとするものにして右は五月十三日附鐵業監第七二六號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

國有財産境界査定處分に對する行政訴訟の判決に關する一考察

兵庫縣土木部道路課 池 内 肅 夫

數年前本誌に河川敷線を國有財産法に基き境界査定處分したるに對し行政訴訟が提起され其の結果の論説を見眞に結構にて裨益する所多きを感じたることあり、爾來この氣持未だ去り難き折柄、偶兵庫縣に於て國有財産境界査定處分に對し行政訴訟提起され昨年結審となり、

愛知縣

名古屋市 都島變電所新設並電線路工事方法變更の件

名古屋市申請に係る標記の件は大江變電所設置機器に適當なるもなく其の竣功は遅延を免れざる状態なる爲既設變電所より饋電不可能の爲前變電所竣功に先だち琴平電鐵より入手せる「二五〇キロワット」廻轉變流機に基を以て都島變電所を新設し現在瑞穂變電所饋電線路を一部變更して新路線に對處せんとするものにして右は五月十七日附鐵業監第七五〇號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

東京部

財團法人交通局 寄附行爲中一部變更の件

財團法人東京都交通局協力會申請に係る標記の件は其の寄附行爲中殉職者の遺族を包含せんとするものにして右は五月二十日附鐵業監第七八一號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

其の結果は被告たる査定官廳の敗訴となりたるも、法律上の觀點より考察するときは、乍遺憾該判決に心服し得ざる點（余の先入感かも知れず）あり、爲に識者の批判を乞ひ曩に本誌に依りて享けたる氣持は余一人のみとは考へられず行政事務執掌者として等しく同感共通のもの

のと信ず、左に述ぶる所は文拙く意も亦盡さず却て不参考たるを虞るゝも識者の批判を賜はることを得ば幸甚とする所なり。

便宜上原告(國有財産法第十三條中其の他該當者)を甲とし被告(國有財産査定官廳)を乙とし參加人(國有財産法第十三條の隣接地所有者)を丙とし本件の経緯を記述せんとす。而して本件行政訴訟提起に至る迄既に甲、丙間に於て民事訴訟繫争中なりしものにして行政訴訟の提起は即ち民事訴訟に原因して爲されたるものに付甲丙間の民事訴訟の経過並に繫争地の沿革、境界査定施行、行政訴訟提起、行政訴訟の判決に分ち其の概要を記述し以て本件訴訟の全貌を窺知すると共に結論として愚見を披瀝し諸賢の御批判を乞ひ御參考に供せんとす。

## 一、民事訴訟ノ経過

(一) 大正九年三月甲ハ繫争地ニ萬千五坪一合九勺(四十五筆ノ土地)ヲ海ニ接スル護岸ヲ包含セルモノナリトノ明示ノ許ニ丙ヨリ之ヲ買受クルコトトシ代金百十一萬三千二百七十五圓七錢ヲ以テ賣買契約ヲ締結シ手附金トシテ金十一萬千六百六十三圓(三回拂)追手附トシテ金二十萬圓ノ爲替手形ヲ交附シタリ。

(二) 甲ハ同年六月右土地ヲ訴外第三者ニ賣却スル契約ヲ爲シタル所右第三者ヨリ護岸ハ他ニ賣却シ得サルモノニ非サルヤトノ照會アリ依テ調査シタルニ護岸ハ國有ニシテ他ニ賣却スルヲ得サルモノナルコト明白トナリタルヲ以テ前號賣買契約ハ護岸ヲ包含スルコトヲ明示セルヲ以テ國有ナルニ於テハ全土地利用價值ニ甚大ナル影響アルヲ以テカカル賣買契約ハ全ク甲ノ意思ニ非サリシモノ

ナリ。

茲ニ於テ甲ハ前號契約ハ法律行爲ノ要素ニ錯誤アル無効ノモノニ付、民法第五百六十三條第二項ニ基キ契約ヲ解除シ丙ニ對シ原狀回復(手附金返還)ヲ求ムルコトノ訴ヲ提起セリ

(三) 神戸地方裁判所ハ昭和十六年五月五日右ニ對シ判決セリ。即チ賣買契約ノ要素ノ錯誤トシテ護岸國有ヲ認メ手附金ニ年六分ノ割合ニ依ル金員ヲ支拂ヒ、爲替手形一通ハ返還スヘキ旨ノ判決アリ。丙ハ之ヲ不服トシテ控訴セリ。

因ニ右手附金十一萬餘圓に年六分の割合に依る合計金員は三十餘萬圓となる。

## 二、繫争地ノ沿革

(一) 北半地ハ豫約開墾成功ニ依リ(地番二番)南半地ハ海面埋立成功ニ依リ(地番三番)何レモ明治三十三年所有權ヲ取得ス。所有者ハ訴外第三者。而シテ南半地ノ護岸及護岸内側幅員二間ノ道路ハ國有地ニ編入シタリ。

(二) 二番地ノ地積一町二反八畝一〇歩三番地ノ地積一町一反八畝一三步ニ對シ三番地ハ明治三十四年九月土地臺帳反別誤謬訂正ヲ爲シ八反六畝一七歩ヲ増歩シ二町五畝歩ノ地積ト爲ル

(註)甲丙間の賣買契約土地は右二筆以外地券設定當時より民有に屬せる四十三筆の土地を包含せるものとす

(三) 明治三十九年十二月當時ノ土地所有者ヨリ出願ニ依リ乙ニ於テ官民有地境界査定ヲ施行ス而シテ査定ノ根據ハ周圍ノ道路及護

岸等海面ニ接スル部分ハ波浪ノ爲悉ク破壊セラレ其ノ根石ヲモ確認スルヲ得サル狀況ニシテ僅カニ東西ニ約十數間ノ石垣殘存セルノミ依テ豫約開墾成功屆

海面埋立成功屆並ニ反別誤謬訂正願ニ添付ノ圖面ト實地ノ狀況トヲ參酌シ査定圖ノ通査定シタリ

(四) 明治四十二年頃當時ノ土地所有者(所有權ハ轉々トス)ニ於テ現在ノ護岸ヲ築造シタリ。

(五) 大正七年護岸内側ノ道路ハ用途廢止ノ上所屬町ヘ無償下付セリ。

所屬町ヘ之ヲ訴外第三者(道路内側土地所有者)ヘ有償賣渡ヲ爲ス而シテ不用道路敷ノ地番ハ四番地ト認定。

(六) 二番、三番、四番地共大正八年十一月丙ニ所有權移轉セリ。

### 三、境界査定施行

(一) 昭和十二年二月二十八日附ヲ以テ丙ハ乙ニ對シ境界査定ヲ出願セリ。

(二) 昭和十五年十月五日附ヲ以テ同月十五日境界査定施行ニ付立會方乙ハ丙ニ通知シタリ。

(三) 昭和十六年一月二十五日境界査定終了ノ旨乙ハ丙ニ通知ス。而シテ該結了通知ニハ、査定圖謄本ノ閱覽所ヲ神戸市役所ニ指定ス。尙神戸市長ニ對シテハ「閱覽所ヲ貴廳ニ指定相成タルニ付閱覽ヲ求ムル者アルトキハ閱覽セシメ査定圖謄本ヲ永久保存スヘキ」旨通牒ス

### 四、行政訴訟提起

(一) 甲ハ右査定ニ對シ昭和十六年九月二十二日行政訴訟ヲ提起セリ。其ノ要旨ハ昭和十五年十月十五日爲シタル境界査定處分ヘ之ヲ取消ス。境界線ハ現在護岸ノ地境ヲ以テ境界トストノ判決ヲ求ムト謂フ(根據ハ有國財產法第十三條隣接地所有者其ノ他境界査定ニ對シ不服アル者ハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得)ニ在リ。

#### (1) 原告甲主張ノ要點

イ、民事訴訟ニ於テモ護岸ハ國有ト認メラレ勝訴シタルモノナリ。ロ、海ニ接スル部分ノ護岸カ破壊シタリトスルモ、原形ヲ止メサル程破壊シタルコトハ絕對ニ否認ス。

ハ、明治四十二年頃護岸築造現存スル護岸ノ内側道路ヲ大正七年拂下アリタルモノニ付境界自ラ明カナリ。

ニ、乙カ護岸ハ國有ナリト回答セルモノナリ。然モ大正十年三月縣ノ係員カ神戸地方裁判所ニ於テ證人トシテ護岸ハ國有ナルコトノ證言ヲ爲セリ。

#### (二) 被告乙ノ應訴

(1) 原告ノ請求ハ之ヲ却下ストノ判決ヲ求ム

(2) 被告主張ノ要點

イ、行政訴訟ノ提起ハ權利ヲ害セラレタリトスル場合ニ限ルモノニシテ本件ノ如ク却テ民有地積ノ縮少スルコトヲ求メ隣接民有地ニ不利ナル結果ヲ來ス判決ヲ求メ且既ニ實質契約ヲ破壞セル者カ土

地ニ關シテ直接ニ利害關係ヲ有セス、土地ニ對シ權利ヲ有セサルモノニ權利侵害ヲ生セス從テ訴權ナシ。

ロ、權利ニ關シテハ不動産登記法ニ依リ登記ヲ爲スニ非サレハ第三者ニ對抗シ得サルハ民法第百七十七條ノ定ムル所ナリ此ノ事實ノ存在ナシ。

ハ、行政訴訟ノ提起ハ處分後六十日以内ナリ、昭和十六年一月二十五日ノ翌日ヨリ起算スルトキハ同年三月二十七日ヲ以テ出訴期間満了ニ付九月二十二日ノ提起ニ係ル本訴ハ當然却下セラルヘキモノトス

右ニ對シ左ノ判例アリ。

1. 行政裁判法第二十二條第一項期間は處分書若くは裁決書の交付又は告知を受けざる者に對しては其の之を了知したる日より起算するの法意なりとす(大正二、一二、二五行政裁判宣告)

2. 出訴期間は行政處分を受けたる當事者以外の者に付ては其の處分ありたることを知り又は知り得べき日より起算すべきものとす(大正三、一〇、二三行)

ニ、右ニ依リ神戸市長宛處分ノ結了ヲ告ケ査定圖騰本ノ閱覽ヲ求ムル者アルトキハ閱覽セシメ永久保存スヘキヲ通牒セル以上何人ト雖モ處分アリタルコトヲ知り得ヘキ状態ニアリタルハ公知ノ事實ナリ。而シテ行政處分ハ必ス確定ノ時期ナカルヘカラス。而モ確定ノ時期ハ必ス一ニシテ二ナルヘキ理ナシ、若シテ知シ得ヘキ状態ニ在リナカラテ知シタル日ヨリ起算スルモノトセハ行政處分ハ不

確定ノ儘放置サレ又確定ノ時期一ナラサル結果トナル、如斯ハ國家ノ公益ヲ紊リ行政ノ運用ヲ妨クルモノニシテ認容スルコトヲ得ス。期間ニ關シ訴權アリトセハ宜シク了知ノ日ヲ立證スヘキナリ。ホ、埋立地成功當時護岸及道路ヲ國有ニ歸屬セシメタルコトハ爭ナキモ爾來海面ニ接スル部分ハ波浪ノ爲破壞セラレ原形不明トナリタルヲ以テ明治三十九年十二月境界査定ヲ施行シ明治四十二年頃後退シテ現在ノ護岸ヲ築造シタルモノニ付境界線カ海中ニ決定シタルハ當然ニシテ何等ノ不當ニ非ス。

ヘ、明治四十二年頃築造ノ護岸ニ對シ其ノ内側ノ道路ヲ拂下シタルハ場所ニ於テ錯誤アリタルモノニシテ拂下道路敷ハ明治三十九年境界査定シタル境界線外側道路ナリ假リニ道路ノ拂下ヲ云々セストスルモ境界線ハ明治三十九年ノ境界査定ニ依リ現ニ南方海中ニ在リ。

ト、境界査定ニ於ケル境界カ所有地ノ境界ト異ルモ權利利益ヲ害ヒサル場合ニ於テハ不當ヲ生スルノ謂レナシ。即チ明治三十九年ノ確定境界線ヲ基準トシテ査定シタルモノニ付不當ヲ生スルノ謂レモナシ。

以上に依リ昭和十六年十二月第一回口頭審問同年十二月職權を以て丙を本訴に参加決定同十七年第二回口頭審問同年四月實地檢證同年十一月第三回口頭審問同十八年六月裁判宣告せられたるものとす。而して事件の全貌を更に詳知する爲左に略圖を以て説明することとす。

(以下次號)